

青の煌めきあおもり国スポ藤崎町企業協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、藤崎町で開催される青の煌めきあおもり国スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における企業協賛の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要項において、企業協賛とは、企業及び団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

3 協賛の内容

協賛の受け入れは、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品、その他大会の運営に必要な用具等（以下「協賛物品等」という。）とする。

4 協賛の実施方法

- (1) 協賛の受け入れは、青の煌めきあおもり国スポ藤崎町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行うものとする。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第1号）により行うものとする。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付するものとする。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用は原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受け入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序、善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に関わるものであると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (6) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、デザイン等について、事前に実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

- (1) 協賛物品等を受け入れた場合は、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。また、必要に応じて、町広報紙等にその旨を記載することができる。
- (2) 協賛への謝意の実施基準は、別に定めるものとする。

8 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

9 その他

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会並びに青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が定める留意事項を確認のうえ実施する。
- (2) 個人からの協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (3) 協賛物品等については、市場価格に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。
- (4) 感謝状等の贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (5) 愛称等を使用したフレーズの使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例示により無償でできるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例示)

〇〇社は、青の煌めきあおもり国スポ

藤崎町開催	{	競技を応援しています。 の協賛企業です。 〇〇競技会を応援しています。 〇〇競技会の協賛企業です。
-------	---	--

- (6) この要項に定めるもののほか、協賛の取り扱いに必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和6年11月8日から施行する。

青の煌めきあおもり国スポ藤崎町企業協賛取扱謝意基準

1 目的

この基準は、青の煌めきあおもり国スポ藤崎町企業協賛取扱要項第7の協賛への謝意に関することについて、次のとおり定める。

2 協賛企業名掲載基準

プログラム等への協賛企業名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額（相当額）	プログラム	町広報紙等	協賛物品
企業・団体等	20万円以上	1/2ページ	協賛社名や物品名等 (写真を含む)	掲載可能物品 については全 て掲載
	20万円未満 10万円以上	1/4ページ		
	10万円未満	1/8ページ		

※競技会プログラムへの協賛者名の提出については、協賛者との協議のうえ、掲載の有無、掲載デザイン等を決定する。

3 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額（相当額）	感謝状等	対応方法	対応者
企業・団体等	20万円以上	感謝状	贈呈式	会 長
	20万円未満 10万円以上	感謝状	贈呈式	会 長
	10万円未満	礼 状	持参又は郵送	事務局長

【備考】

- ・個人からの協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は上記の例に準ずる。
- ・協賛物品についての評価額は、市場価格に金額換算し評価額とする。
- ・贈呈式については、協賛者の意向を確認して実施することとする。
- ・同一者から複数回にわたり協賛する申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。
- ・この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。